

地方創生人材支援制度について

総務課
企画情報課

1 制度の概要について

地方創生に積極的に取り組む市町村に対し、意欲と能力のある国家公務員や大学研究者、民間人材を、市町村長の補佐役として派遣するもの。

対象	首長が地方創生に関し明確な考えを持ち、派遣される人材を地域の変革に活用する意欲を持つ、原則として人口 10 万人以下の市町村。
派遣人材	以下に該当する国家公務員・大学研究者・民間人材をマッチングし、派遣する。 ・地方創生の取り組みに強い意欲を持っていること ・市町村の地方創生総合戦略の策定、実行に十分な能力を有すること
派遣期間	常勤職（副市町村長、幹部職員）…原則 2 年間 非常勤職員（顧問、参与）…原則 1 ～ 2 年間
派遣実績	新規派遣先累計（H27～H30） 204 市町村

2 琴浦町における受入れ予定（現在 内閣府へ申請中）

- （１） 任用 特別職の非常勤職員（職種：参与）
- （２） 着任予定 平成 31 年 4 月 1 日
- （３） 業務内容 地方創生、企画、商工観光分野
 - ア 琴浦町のブランディングと特産品の振興
 - イ 観光の振興と広報戦略（情報発信）
 - ウ 地方創生総合戦略の改訂 等
- （４） 勤務条件
 - ア 勤務日数 非常勤
 - イ 報酬月額 月 180,000 円
 - ウ その他

公務のための旅費については、琴浦町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例により費用弁償として支給

3 受入れまでのスケジュール

- （１） 1 月 市町村の希望に基づき、内閣府・各省庁等を通じた人材募集
- （２） 2 月中旬 市町村へ応募者の紹介、マッチング、条件等の調整
- （３） 3 月 19 日 派遣先公表予定（閣議後大臣会見）、新規派遣者事前研修
- （４） 4 月 1 日 派遣開始